

# 琉球大学学術リポジトリ

ハーバーマスの实在論：

「真理の合意説」における「弱い」实在論と「討議倫理学」における非实在論

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学人文社会学部 公開日: 2021-04-22 キーワード (Ja): ハーバーマス, 实在論, 真理の合意説, 討議倫理学, 客観的世界, 社会的世界 キーワード (En): 作成者: 久高, 将晃 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/48327">http://hdl.handle.net/20.500.12000/48327</a>

ハーバーマスの实在論  
——「真理の合意説」における「弱い」实在論と  
「討議倫理学」における非实在論——

Habermas' Realismus:  
„Schwacher“ Realismus in der „Konsensustheorie der Wahrheit“  
und Nicht-Realismus in der „Diskursethik“

久高将晃  
Masaaki KUDAKA

ハーバーマスは、『コミュニケーション行為の理論』において、三つの妥当要求に三つの世界を対応させている。すなわち、真理性要求に対して客観的世界、正当性要求に対して社会的世界、誠実性要求に対して主観的世界を対応させている。これらの世界の中で、どの世界が実在しそして実在しないのか。これが本稿を導く問いである。三つの世界の中で主観的世界は实在論の問題とはならない。そこで、客観的世界に関わる真理の合意説と社会的世界に関わる討議倫理学について論じ、『真理と正当化』の諸論考を参照して、先の問いに答えることが本稿の目的である。

キーワード：ハーバーマス、实在論、真理の合意説、討議倫理学、客観的世界、社会的世界

## はじめに

本稿の主題はハーバーマスの实在論である。それでは、「实在論 (Realismus)」とは何か。实在論とは、一般的には、何かが我々から独立し

て存在することを主張する立場である<sup>1</sup>。それ故、実在とは「我々から独立している」という条件を満たした存在である。実在についてハーバーマスは、更にもう一つの条件を加えている。すなわち、「我々にとって同一である」という条件である<sup>2</sup>。ハーバーマスによれば、「我々から独立しており」かつ「我々にとって同一である」という条件を満たした存在こそが、実在なのである。以下では、このような意味で「実在(する)」という語を用いる。それでは、ハーバーマスにおいて実在論はどこで問題となるのか。ハーバーマスは、主著『コミュニケーション行為の理論』(1981年)において、「コミュニケーション行為」という概念を提示している。第1節で論じるように、コミュニケーション行為において我々は発話行為と共に三つの妥当要求を掲げ、その要求に三つの世界が対応している。すなわち、「客観的世界」、「社会的世界」、「主観的世界」である。これらの世界の中で、主観的世界については、実在論は問題とはならない。なぜなら、後述するように、主観的世界は各人の体験の世界なので、我々から独立し、我々にとって同一の世界として存在してはいないからである。そうすると、残る二つの世界すなわち客観的世界及び社会的世界は実在するのか否かが、ハーバーマスでは問題となるだろう。

そこで本稿では、この二つの世界に関連するハーバーマスの理論、すなわち客観的世界に関連する「真理の合意説」と社会的世界に関連する「討議倫理学」について論じる。それによって、どの世界についてハーバーマスは実

<sup>1</sup> 例えば、スタンフォード哲学百科事典の「実在論 (Realism)」の項目によれば、「一般的実在論 (Generic Realism)」とは、「a や b や c 等が存在し、そして、それらが存在しかつ F や G や H というような性質を持つという事実が……全ての者の信念、言語的实践、概念図式等から独立している」という立場を表している (Miller, Alexander, "Realism", *The Stanford Encyclopedia of Philosophy* (Winter 2019 Edition), Edward N. Zalta (ed.), URL = <<https://plato.stanford.edu/archives/win2019/entries/realism/>> を参照)。

<sup>2</sup> ハーバーマスによれば、実在には「我々からの独立性」と「我々にとっての同一性」という二つの条件がある。なぜなら、ハーバーマスは、客観的世界について言及する際に「独立した (unabhängig)」と「同一な (identisch)」という二つの語を用いているからである (Habermas [2004b], S. 8/2 頁, S. 25/21 頁, S. 52/50 頁を参照)。

在論の立場を取っているのか否かを明らかにすることが、本稿の目的である。この目的のために、まずコミュニケーション行為の理論を簡潔に説明し(1)、次に真理の合意説について(2)、そして討議倫理学について(3)論じる。その結果、客観的世界については「弱い」実在論を、社会的世界については非実在論をハーバーマスは主張している、ということが明らかになるだろう(おわりに)。

## 1. ハーバーマスのどの理論で実在論は問題となるのか？

——コミュニケーション行為における三つの妥当要求と三つの世界——

第1節では、以下の問いに答えることを目的としたい。

【問題1】ハーバーマスのどの理論で実在論は問題となるのか。

ハーバーマスによれば、「コミュニケーション行為 (kommunikatives Handeln)」とは「相互了解を指向した行為 (verständigungsorientiertes Handeln)」であり、「相互了解 (Verständigung)」とは互いに納得した「同意 (Einverständnis)」である<sup>3</sup>。互いに納得した同意は「妥当要求 (Geltungsansprüche) を相互主観的に承認し合うこと」<sup>4</sup>によって得られる。それでは、妥当要求とは何か。話し手は、自らの発言に対して三つの妥当要求を掲げている<sup>5</sup>。すなわち、

---

<sup>3</sup> Habermas [1981], S. 385ff./ (中) 22 頁以下、Habermas [1983], S. 68/97 頁を参照。

<sup>4</sup> Habermas [1983], S. 68/97 頁。

<sup>5</sup> Habermas [1970/71], S. 110/167 頁以下、Habermas [1972], S. 137f., Habermas [1981], S. 149/(上) 150 頁を参照。ハーバーマスは、Habermas [1970/71] と Habermas [1972] では、もう一つの妥当要求として「理解可能性 (Verständlichkeit)」要求も挙げているが、以下で述べる三つの世界との関連から、この要求は省略した。

- (1) 自ら発言した言明は真であると要求する「真理性要求 (Wahrheitsanspruch)」
- (2) 自ら発言した規範は正当であると要求する「正当性要求 (Richtigkeitsanspruch)」
- (3) 自ら発言した表明は誠実であると要求する「誠実性要求 (Wahrhaftigkeitsanspruch)」

そして、三つの妥当要求には三つの世界が対応している<sup>6</sup>。すなわち、

- (1') 存在物の全体としての「客観的世界 (objektive Welt)」
- (2') 正当に規制された人間関係の全体としての「社会的世界 (soziale Welt)」
- (3') 話者だけがアクセスできる体験の全体としての「主観的世界 (subjektive Welt)」

それでは、どのようにして妥当要求は相互主観的に承認されるのか。真理性要求及び正当性要求の場合と、誠実性要求の場合とでは承認の仕方は異なっている<sup>7</sup>。

まず、真理性要求と正当性要求の場合、話し手の発言（言明あるいは規範）が妥当（真あるいは正当）であるかどうか疑わしい時、聞き手はその妥当（真理性あるいは正当性）要求を批判する。その時、妥当要求をめぐって「討議 (Diskurs)」が行われる。話し手が自らの発言が妥当である理由を挙げ、聞き手がその理由に納得し、受け入れた場合、話し手と聞き手は妥当要求を相互主観的に承認し合い、妥当要求は「認証 (einlösen)」されたと言われる。つまり、真理性要求と正当性要求は討議によって承認される。

---

<sup>6</sup> Habermas [1981], S. 149/ (上) 150 頁、Habermas [1983], S. 68/97 頁以下を参照。

<sup>7</sup> Habermas [1970/71], S. 113/171 頁以下、Habermas [1972], S. 139, Habermas [1981], S. 405ff./ (中) 41 頁以下、Habermas [1983], S. 68f./98 頁以下を参照。

次に、誠実性要求の場合、話し手の表明が妥当（誠実）であるかどうか疑わしい時、聞き手はその誠実性要求を批判する。その時、話し手は首尾一貫した行為を行うことで誠実性要求の認証を行う。つまり、誠実性要求は行為によって承認される。

	妥当要求	対応する世界	認証の仕方
相互了解を指向したコミュニケーション行為	真理性要求	客観的世界	討議
	正当性要求	社会的世界	討議
	誠実性要求	主観的世界	首尾一貫した行為

以上がハーバーマスのコミュニケーション行為の概略である。

それでは、三つの世界のどれが实在論の問題となるだろうか。第一に、存在物の全体である客観的世界は、我々の日常的な直観からすれば、我々から独立し、我々にとって同一であるものとして存在するであろう。それ故、客観的世界について实在論は問題となり得る。第二に、正当に規制された人間関係の全体である社会的世界の实在は、客観的世界に比べると疑わしいかもしれない。しかし、社会的世界はハーバーマスの討議倫理学に関連し、倫理学では「道徳的实在論」という立場が今日でも議論されている。それ故、社会的世界についても实在論は問題となり得る。第三に、発話者各々の体験の全体である主観的世界は、我々から独立しておらず、我々にとって同一ではないので、实在していない。それ故、主観的世界についてはそもそも实在論は問題とはならない。そして、ハーバーマスの理論において、客観的世界に対応する真理性要求を扱うのが真理の合意説であり、社会的世界に対応する正当性要求を扱うのが討議倫理学である。以上のことから、【問題1】に対する回答は以下の通りとなる。

【回答1】ハーバーマスの客観的世界に関連する真理の合意説と、社会的

世界に関連する討議倫理学において、实在論は問題となる。

## 2. 真理の合意説は实在論なのか？

### ——客観的世界についての（「弱い」）实在論——

第2節では、以下の問いに答えることを目的としたい。

【問題2】客観的世界に関連するハーバーマスの真理論は实在論なのか。

ハーバーマスの真理論は、『真理と正当化』の諸論考において修正され、それと共に实在論についても変更がある。そこで以下では、まず修正前の真理論（2-1）について、次に修正後の真理論（2-2）について論じることとする。

### 2-1. 修正前の真理の合意説——非实在論——

ハーバーマスの真理論は「真理の合意説（Konsensustheorie der Wahrheit）」と呼ばれる。真理の合意説は真理性要求を伴っている言明の真理を扱う。真理論の修正以前、ハーバーマスは真理の合意説についてこう述べていた。すなわち、「我々の『言明の真理は何に基づいて測られるのか』という』問いに対して、非存在論的な答えを与えるのが、真理の合意説である」<sup>8</sup>。それ故、修正前の真理の合意説は实在論ではないと考えられる。

それでは、その「非存在論的な答え」とは何か。まず、真理の合意説によれば、「言明が真であることの条件とは、他の全ての人々の潜在的な同意である」<sup>9</sup>。つまり、我々がみな合意する言明は真である。しかし、我々は誤って合意し

---

<sup>8</sup> Habermas [1971], S. 124/150 頁。

<sup>9</sup> Habermas [1970/71], S. 109/166 頁。Habermas [1971], S. 124/150 頁、Habermas [1972], S. 137 も参照。

ているのかもしれない、その場合、言明は偽であろう。それ故、真理の合意説は、我々の合意が偽りの合意ではないことを保証する必要がある。そして、真なる合意すなわち理性的な合意を保証するのは、「理想的発話状況 (ideale Sprechsituation)」である。すなわち、「理性的な合意は、理想的発話状況と関連付けられることによってのみ最終的に偽りの合意と区別され得るのである」<sup>10</sup>。それでは、理想的発話状況とはどのような状況か。ハーバーマスによれば、「私が理想的と呼ぶ発話状況とは、コミュニケーションが、外部の偶発的影響によってだけでなく、コミュニケーションそのものの構造から生じる強制によっても妨げられない発話状況のことである」<sup>11</sup>。この理想的発話状況の特徴は、後に「理想化の前提」として、「公開性と全ての関係者の完全な包摂性」、「コミュニケーション権の平等な配分」、「より良き論拠の強制なき強制だけが効力を持つような状況の非暴力性」、「全ての参加者の発言の誠実性」という四つにまとめられている<sup>12</sup>。つまり、このような理想的な前提の下での合意が理性的な合意であり、理性的な合意を得た言明は真であると主張できるのである。それ故、真理は「理想的な主張可能性 (ideale Behauptbarkeit)」<sup>13</sup>として特徴付けられる。すなわち、

<sup>10</sup> Habermas [1972], S. 179. Habermas [1970/71], S. 118/179 頁、Habermas [1971], S. 136f/164 頁も参照。

<sup>11</sup> Habermas [1972], S. 177. Habermas [1970/71], S. 119/180 頁、Habermas [1971], S. 137/165 頁も参照。

<sup>12</sup> Habermas [2004b], S. 49/47 頁を参照。ハーバーマスは、『哲学的テキスト第二巻——合理性論と言語論——』(2009年)の「序論」でこう述べている。「留保なく論議の実践に参加する者は誰でも、所与のコミュニケーション状況が『理想的発話状況』の条件に十分に近づいているという前提から出発しなければならない。この誤解を招く『理想的発話状況』という] 定式化を、私は何度も後悔し、取り消してきた。というのも、『理想的発話状況』は、決してユートピア的な『生活世界の予兆』を示唆するものではないからである。『理想的発話状況』はただ理想化された正当化の条件、すなわち、公開性と包摂性、平等な権利を持った参加、欺瞞と詐欺の排除、外的及び内的強制からの保護に関する条件が満たされていることを表しているにすぎないのである」(Habermas [2009], S. 26)。そして、この「理想化された正当化の条件」をハーバーマスは未だに撤回していない (Habermas [2004b], S. 49/47 頁、Habermas [2004c], S. 258f./312 頁、Habermas [2009], S. 176f. を参照)。それ故、ハーバーマスは、確かに「ユートピア的な『生活世界の予兆』という誤解を招く『理想的発話状況』という表現を取り消しているが、そのアイディアそのものは「理想化された正当化の条件」として未だ保持しているのである。この「理想化された正当化の条件」は、『真理と正当化』では、「理想化の前提」(Habermas [2004b], S. 49/47 頁)と呼ばれている。

<sup>13</sup> Habermas [2004], S. 48/47 頁を参照。ハーバーマスは、「正当化された主張可能性」という語も用いている (Habermas [2004c], S. 256/309 頁、Habermas [2004c], S. 317/383 頁を参照)。



【修正前の合意説】ある言明が、合理的討議に関する要求の高い語用論的前提の下であらゆる論駁の試みに耐えるであろう時、すなわち理想的な認識状況において正当化され得るであろう時、そしてその時にのみ、その言明は真である<sup>14</sup>。

従って、「言明の真理は何に基づいて測られるのか」という問いに対して、修正前の真理の合意説は、「理想的な主張可能性に基づいて」と答える。そして、この答えが「非存在論的」であるのは、真理の合意説が、真理を、現実世界すなわち客観的世界の存在に訴えることなく「理想的な主張可能性」だけで説明するからである<sup>15</sup>。以上のことから、【問題2】に対する回答は以下の通りとなる。

【回答2-1】修正前の真理の合意説は実在論ではない。

## 2-2. 修正後の真理の合意説——「弱い」実在論——

ところで、修正前の真理の合意説のように、真理を理想的な主張可能性と同化することに対しては、次のような批判がある<sup>16</sup>。真理とは「言明の失

<sup>14</sup> Habermas [2004b], S. 49/47 頁。Habermas [2004c], S. 317/383 頁も参照。

<sup>15</sup> ここで、「客観的世界」はどうなったのか、という疑問が生じるかもしれない。この疑問には、ハーバーマスの「コミュニケーション行為」と「討議」との区別によって答えることができるだろう。ハーバーマスによれば、「前者 [コミュニケーション行為] では、発言の妥当性が素朴に前提とされ、情報（行為に関連した経験）がやり取りされるが、後者 [討議] では、疑問視された妥当性が主題化され、情報はやり取りされない」（Habermas [1970/71], S. 122/183 頁。Habermas [1971], S. 115/139 頁、Habermas [1972], S. 130 も参照）。そして、「討議が要求するのは妥当要求を仮想的に扱うことであり、それによって我々は、経験対象（事物、出来事、人間、発言）の存在の留保を主張……することができるのである」（Habermas [1972], S. 131）。それ故、コミュニケーション行為では、経験の対象すなわち客観的世界の存在が前提とされ、それについて情報のやり取りが行われているが、討議では、客観的世界の存在が留保され、理由に基づく真理性要求の正当化が行われている。従って、客観的世界はコミュニケーション行為において前提とされ、討議（そして、討議における正当化を真理と見なす真理の合意説）では必要とされていないと考えられるのである。

<sup>16</sup> 真理と理想的な主張可能性との同化に関連する批判については、Wellmer [1986], Kap. 7/7 章、Kap. 8/8 章、Lafont [1999], pp. 293ff., Habermas [2004b], S. 50f./48 頁以下、Habermas [2004c], S. 256f./309 頁以下、Habermas [2004c], S. 317f./383 頁以下を参照。これらの批判には様々なタイプがあるが、分かりやすさを考慮して、ここではハーバーマス自身が記述しているシンプルな批判を論じている。

われ得ない性質 (eine »unverlierbare« Eigenschaft von Aussagen/ a property of statements that *cannot be lost*)」である。つまり、真なる言明はその真理性を保ち続ける。それに対して、正当化は、どれほど理想的な状況で正当化されようとも、誤りの可能性を持つ。つまり、真であると正当化された言明には偽となる可能性がある。それ故、真理と理想的な主張可能性とを同一視することはできない。すなわち、「『真理』は正当化を超越した概念であり、その概念は理想的に正当化された主張可能性という概念とも一致し得ないのである」<sup>17</sup>。

ハーバーマスは、このような批判を受け入れ、『真理と正当化』（初版1999年、増補版2004年）の諸論考において、真理は理想的な主張可能性であるという以前の真理の合意説を修正している。それでは、その修正とはどのようなものか。上記の批判の眼目は、真理は失われ得ないので、偽の可能性を持つ正当化を超越している、ということにある。それでは、なぜ真理は失われ得ないのか。ハーバーマスによれば、「修正された真理概念は、成功した正当化の結果を客観的世界に存在する何かと関係させる」<sup>18</sup>。つまり、修正前の真理概念とは異なって、修正された真理概念は客観的世界に関わっているのである。そして、客観的世界は正当化を超越した真理の「準拠点 (Bezugspunkt)」であるので、真理は失われ得ないと言えるのである<sup>19</sup>。なぜか。例えば、「この部屋には机がある」という言明が真であるのは、「この」で指示される部屋に実際に机があるという客観的世界に存在する何かを拠り所 (準拠点) としているからである。そして、ある特定の時点で主張された言明が真であれば、その言明の真理性は失われ得ない。なぜなら、後にその部屋から机が持ち出されたとしても、その言明が主張された特定の時点でその部屋に机があったという客観的世界の事実は変わらないからである。それ

<sup>17</sup> Habermas [2004e], S. 312f./378 頁。

<sup>18</sup> Habermas [2004b], S. 56/55 頁。

<sup>19</sup> Habermas [2004b], S. 56/55 頁、Habermas [2004e], S. 324/390 頁を参照。

故、修正前の真理の合意説とは異なって、真理を客観的世界に関わらせることが、真理の合意説の重要な変更点なのである<sup>20</sup>。

それでは、新たに客観的世界を導入しながらも、「理想的な主張可能性」という修正前の真理の合意説のアイディアも維持した真理論とはどのようなものか。この新たな真理論を、ハーバーマスは、「ヤヌスのように二つの顔を持つ真理概念 (janusgesichtiger Wahrheitsbegriff) が行為の文脈と討議とにおいて果たす二つの異なったプラグマティックな役割」<sup>21</sup> によって説明している。

それでは、その二つの役割とは何か<sup>22</sup>。第一に、行為の文脈では、我々は一貫して可謬的な態度を取ることはできない。もし一貫して誤っているかもしれないという態度で行為するなら、「我々は橋に足を踏み入れることも、車を使用することも、手術を受けることも、おいしく調理された食事を取ることもできなくなるだろう」<sup>23</sup> からである。つまり、我々は基本的に行為における信念を疑うことなく、無条件に真であると確信している。この行為における確信 (Handlungsgewißheit) が真理の一つの役割である。

第二に、行為において言明の真理性要求が疑問視される時、討議が行われる。討議では、理想的な前提の下で理由に基づいて言明の正当化が試みられる。そして、正当化された場合、言明は真であると主張できる。たとえ真理が正当化された主張可能性だけでは汲みつくされないとしても、討議によ

<sup>20</sup> ここで、ハーバーマスは、真理を言明と現実との対応によって説明する「真理の対応説 (Korrespondenztheorie der Wahrheit)」を主張しているのではないかと、と思われるかもしれない。しかし、第一に、ハーバーマスは、「言語を媒介にしてしか現実を捉えることができないので、言明と『ありのままの』現実とを比較することはできない」という困難があるとして、対応説を退けている (Habermas [2004c], S. 246f./299 頁、Habermas [2004c], S. 315/381 頁を参照)。第二に、修正された真理の合意説でも「理想的な主張可能性」というアイディアは維持されている。それ故、ハーバーマスは真理の対応説を主張してはいないのである。

<sup>21</sup> Habermas [2004c], S. 263/317 頁。Habermas [2004c], S. 253f./306 頁、Habermas [2004c], S. 320/385 頁も参照。

<sup>22</sup> Habermas [2004b], S. 51f./49 頁以下、Habermas [2004c], S. 253f./306 頁以下、S. 263f./317 頁以下、Habermas [2004c], S. 319ff./385 頁以下を参照。

<sup>23</sup> Habermas [2004c], S. 255/308 頁。

てしか我々は言明の真理を確定することはできない。それ故、我々は討議では真理を正当化された主張可能性と見なしているのである。この正当化された主張可能性 (*gerechtfertigte Behauptbarkeit*) が真理のもう一つの役割である。

それでは、真理のこの二つの役割はどう関係しているのか<sup>24</sup>。我々は、行為の文脈では、信念が無条件に真であるという行為における確信に基づいて、「世界とうまくやっていかなければならない」。行為が期待通りに進み、世界とうまくやっていける時、我々はその世界を我々にとって「同一である」と想定している。世界が我々にとって同一でなければ、行為は期待通りに進むはずがないからである。例えば、我々が目の前にある何かを購入しようとする時、それが買い手と売り手にとって異なった何かであるなら、購入という行為は期待通りに進まないだろう。そして、行為が期待通りに進まず、世界が我々の「思い通りにならない」時、行為における確信は揺るがされる。その時、我々は行為から討議へと移行し、行為において疑問視された信念が理由に基づいて正当化される。正当化が上手くいけば、その信念の真理を正当化されたものとして主張できるようになり、我々は討議から行為へと戻っていく。行為の文脈において、正当化された信念は再び無条件に真であると確信され、行為が行われる。このプロセスにおいて、真理は、行為では無条件に真であるという確信として、討議では正当化された主張可能性として、機能している。それ故、真理という一つメダルが二つの役割という両面を持つことで、行為における確信と正当化された主張可能性とが関係付けられるのである。

ところで、ハーバーマスによれば、「客観性 (*Objektivität*)」には二つの規定がある。すなわち、第一に、「我々によって作られていない」(つまり、我々から独立している)ので世界が「思い通りにならないこと (*Unverfügbarkeit*)」、第二に、「全ての人にとって同一である」という世界の「同一性 (*Identität*)」

<sup>24</sup> Habermas [2004c], S. 253ff./396 頁以下、S. 262ff./316 頁以下、Habermas [2004c], S. 319ff./385 頁以下を参照。

である<sup>25</sup>。上述のように、行為の文脈において世界はこの二つの規定を満たしている。それ故、行為における世界は客観的である。そして、ハーバーマスのよれば、実在には「我々からの独立性」と「我々にとっての同一性」という二つの条件がある（はじめにを参照）。世界が「我々から独立して」いるからこそ、世界は我々の「思い通りにならない」ので、実在の条件（独立性と同一性）と客観性の条件（思い通りにならないことと同一性）とが対応していることは明らかであろう。それ故、行為における世界は実在する。そして、ここで言う「実在」とは「弱い (schwach)」意味での実在である。つまり、ハーバーマスは、「弱い実在論的 (schwach realistisch)」<sup>26</sup> 立場を取っているのである。それでは、「弱い」意味での実在論とは何か。「弱い」実在論とは、我々から独立し、我々にとって同一である存在（すなわち実在）を「想定する (unterstellen)」<sup>27</sup> 立場のことである。この実在論が「弱い」と言われるのは、「実在する」と断言せずに、「実在を想定する」と主張を弱めているからである。以上のことから、【問題2】に対する回答は以下の通りとなる。

【回答2-2】修正された真理の合意説は「弱い」実在論である。

ところで、真理論には、定義としての真理論と基準としての真理論がある。定義としての真理論は、真理の意味を規定するのに対して、基準としての真理論は、真理を判断する基準を提示する。ハーバーマスの修正された真理の合意説は、真理は合意による正当化を超越しているという点で、真理の定義ではないが、合意による正当化によってしか我々は真理を確定できないという点で、真理の基準である、と解釈できるだろう。

<sup>25</sup> Habermas [2004e], S. 321/387 頁, S. 328/395 頁を参照。

<sup>26</sup> Habermas [2004c], S. 252/304 頁, S. 253/306 頁を参照。

<sup>27</sup> Habermas [2004b], S. 25/21 頁, S. 52/50 頁を参照。

### 3. 討議倫理学は実在論なのか？

#### ——社会的世界についての非実在論——

第3節では、以下の問いに答えることを目的としたい。

【問題3】社会的世界に関連するハーバーマスの道徳理論は実在論なのか。

ハーバーマスの道徳理論は「討議倫理学 (Diskursethik)」と呼ばれる。討議倫理学は正当性要求を伴っている規範 (的言明) の正しさを扱う。それでは、討議倫理学とはどのような理論か<sup>28</sup>。我々は統制的発話行為によって正当性要求を掲げている。例えば、AがBに対して「誰も傷つけてはならない」という規範的命令を行ったとしよう。この命令という行為は我々の人間関係を統制する発話行為である。そして、この発話行為によって「誰も傷つけてはならない」は正当であるという要求 (正当性要求) をAは掲げている。というのも、その規範が正当でないとAが考えているなら、冗談でもないかぎり、命令などしないからである。さて、この命令をBが正当なものとして受け入れる時、コミュニケーション行為は継続されていくが、もしこの命令に対してBが異議を唱える時、その規範の正当性をめぐって討議が行われる。その時、Aは理由を挙げてその規範が正しいことを証明し、Bの承認を得ようと試みる。そして、BがAの正当化を受け入れた時、その規範の正当性要求は認証される。ここで、規範の正当化とは、規範が「普遍的承認に値する」<sup>29</sup>ことを示すことであり、この普遍的承認は「近似的に理想的な条件の下で行われる合理的討議において、全ての利害関係者の同意が得られる」<sup>30</sup>ということである。そして、この同意は「全ての人の関連する要求

---

<sup>28</sup> Habermas [1983] を参照。

<sup>29</sup> Habermas [2004d], S. 291/353 頁。

<sup>30</sup> Habermas [2004d], S. 291/353 頁。Habermas [2004b], S. 56/55 頁も参照。

を平等に考慮するという包摂的観点の下で、全ての利害関係者が良き理由から受け入れる」<sup>31</sup>ということであるので、規範の正当性は普遍性を持つのである。要するに、『規範的正当性』という概念は、理想的な条件の下での合理的な主張可能性に尽きる<sup>32</sup>のである。それ故、討議倫理学によれば、

【討議倫理学】ある規範が、理想的な状況の下で正当化され得る時、そしてその時にのみ、その規範は正当である<sup>33</sup>。

ここまでの考え方は、修正前の真理の合意説と同様である。そうすると問題は、正当性要求に関わる「社会的世界」とはどのようなものか、となる。そこで次に、社会的世界について説明したい。

社会的世界とは、「正当に規制された人間関係の全体」である<sup>34</sup>。例えば、我々の人間関係を正当に規制する、「盗むべきではない」、「嘘を付くべきではない」、「人を傷つけるべきではない」等の規範が我々の日常的な世界では通用しているだろう。人間関係を規制するこのような規範が妥当している世界が社会的世界である。つまり、「我々は、道徳的観点の下で正当に規制された人間関係という理想的に拡大された社会的世界を構想する」<sup>35</sup>のである。社会的世界で妥当している規範について一致している時、我々はコミュニケーション行為を継続し続ける。しかし、「共通の社会的世界における対立者間の規範的不一致」<sup>36</sup>がある時、正当性要求に対して異議が唱えられ、我々

<sup>31</sup> Habermas [2004e], S. 329/395 頁。

<sup>32</sup> Habermas [2004b], S. 56/55 頁。Habermas [2004e], S. 313/378 頁も参照。

<sup>33</sup> 討議倫理学の道徳原理は「普遍化原則 (Universalisierungsgrundsatz)」であるが (Habermas [1983], S. 75f./108 を参照)、ここでは『真理と正当化』の叙述に従って、言明の真理性との対比で規範の正当性を特徴付けるために、「理想的な条件の下での合理的な主張可能性」に沿って規範の正当性を定式化した。

<sup>34</sup> Habermas [1981], S. 149/ (上) 150 頁、Habermas [1983], S. 68/97 頁以下、Habermas [2004b], S. 57/55 頁を参照。

<sup>35</sup> Habermas [2004b], S. 57/55 頁。

<sup>36</sup> Habermas [2004e], S. 323/389 頁。

は行為から討議へ移行し、規範の正当化を行うのである。

それでは、この社会的世界は、客観的世界のように実在するであろうか。ハーバーマスによれば、言明の真理性と異なって、規範の正当性は理想的な主張可能性に尽きるものであり、存在論的含意を持たない<sup>37</sup>。それでは、なぜ規範の正当性には存在論的含意がないのか。それは、「道徳的判断は……理想的に構想された社会的世界に向けられており、この社会的世界は道徳的に行為する主体自身の関与なしには現実とはならないからである」<sup>38</sup>。すなわち、社会的世界は我々道徳的に行為する主体に依存しているものであって、客観的世界のように我々から独立してはいないからである。それでは、なぜ社会的世界は我々に依存しているのか。社会的世界は、正当に規制された人間関係の全体である。つまり、人間関係を正当に規制する妥当な規範の集合である。この妥当な規範は、明示的であれ暗示的であれ、我々の間で通用するものとして承認されている。それ故、規範は、我々が承認している限りで妥当する。つまり、我々の承認に、妥当な規範から成る社会的世界は依存しているのである。さらに、規範は人間間の関係を規制するので、人間関係を構成する我々がいなければ規範は存在し得ない。つまり、我々の存在に、妥当な規範からなる社会的世界は依存しているのである。だからこそ、社会的世界は我々の「関与なしには現実とはならない」のである。それ故、社会的世界は、「我々から独立して」はおらず、少なくとも実在の条件（はじめにを参照）の一つを満たしていないので、実在していない。すなわち、討議倫理学は、社会的世界については非実在論の立場を取っているのである。しかし、それにもかかわらず、理想的な条件の下での討議による正当化によって、我々は道徳的規範の正しさを知ることができる。それ故、ハーバーマスの討議倫理学は、「道徳についての認知主義的であるが、非実在論的な考え方 (eine

<sup>37</sup> Habermas [2004b], S. 56f./55 頁以下、Habermas [2004d], S. 291/354 頁、Habermas [2004e], S. 312f./378 頁以下を参照。

<sup>38</sup> Habermas [2004b], S. 57/56 頁。



kognitivistische, aber nicht-realistische Auffassung der Moral)』<sup>39</sup>に従っているものである。以上のことから、【問題3】に対する回答は以下の通りとなる。

【回答3】 討議倫理学は实在論ではない。

### おわりに——客観的世界についての「弱い」实在論と社会的世界 についての非实在論——

本稿の主題はハーバーマスの实在論であった。ハーバーマスの实在論は、客観的世界に関連する真理の合意説と社会的世界に関連する討議倫理学において、問題となった(1)。そこで、まず真理の合意説に関して、修正前の真理の合意説は实在論ではないが(2-1)、修正後の真理の合意説は「弱い」意味での实在論であり(2-2)、次に討議倫理学は实在論ではない(3)、ということを明らかにした。それ故、本稿の結論は以下のようにまとめられる。

ハーバーマスの理論	实在論か否か
修正前の真理の合意説	非实在論
修正後の真理の合意説	「弱い」实在論
討議倫理学	非实在論

ところで、本稿では、ハーバーマスが修正後の真理の合意説では「弱い」实在論の立場を、討議倫理学では非实在論の立場を取っていることを明らかにしたが、なぜ「弱い」实在論なのか、そしてなぜ非实在論なのかを説明する論証を提示することはできなかった。ハーバーマスの实在論についての論

<sup>39</sup> Habermas [2004b], S. 56/55 頁。

証、それが今後の課題である。

### 参照・引用文献

引用文中のゴシックは原文のイタリック、引用文中の角括弧（〔、〕）内は引用者の補足である。引用の指示は、著者、出版年、原文の頁、邦訳の頁の順（例えば、Habermas [1971], S. 101/125 頁）で行う。邦訳は参考にしたが、必ずしも邦訳には従ってはいない。

Habermas, Jürgen [1970/71]: „Vorlesungen zu einer sprachtheoretischen Grundlegung der Soziologie (1970/71)“, in: Habermas [1984], S. 11-126. (森元孝・干川剛史訳『意識論から言語論へ——社会学の言語論的基礎に関する講義 (1970/1971) ——』、マルジュ社、1990 年)

——[1971]: „Vorbereitende Bemerkungen zu einer Theorie der kommunikativen Kompetenz“, in: J. Habermas / Niklas Luhmann, *Theorie der Gesellschaft oder Sozialtechnologie – Was leistet die Systemforschung?*, Frankfurt am Main: Suhrkamp, 1971, S. 101-141. (山口節郎・藤澤賢一郎訳「コミュニケーション能力の理論のための予備的考察」、佐藤嘉一・山口節郎・藤澤賢一郎訳『ハーバーマス＝ルーマン論争 批判理論と社会システム理論』、木鐸社、1987 年、125～181 頁所収)

——[1972]: „Wahrheitstheorien (1972)“, in: Habermas [1984], S. 127-183.

——[1984]: *Vorstudien und Ergänzungen zur Theorie des kommunikativen Handelns*, Frankfurt am Main: Suhrkamp, 1984.

——[1981]: *Theorie des kommunikativen Handelns*, Band 1, Frankfurt am Main: Suhrkamp, 1981. (河上倫逸・M・フーブリヒト・平井俊彦訳『コミュニケーション的行為の理論』(上)、未來社、1985 年、藤澤賢一郎・岩倉正博・徳永恂・平野嘉彦・山口節郎訳『コミュニケーション的行為の理論』(中)、

未來社、1986年)

- [1983]: „Diskursethik – Notizen zu einem Begründungsprogramm, “ in: J. Habermas, *Moralbewußtsein und kommunikatives Handeln*, Frankfurt am Main: Suhrkamp, 1983, S. 53-125. (中野敏男訳「ディスクルス倫理学——根拠付けプログラムのノート」、三島憲一他訳『道徳意識とコミュニケーション行為』、岩波書店、1991年、73-182頁所収)
- [2004a]: *Wahrheit und Rechtfertigung*, Erweiterte Ausgabe, Frankfurt am Main: Suhrkamp, 2004. (三島憲一・大竹弘二・木前利秋・鈴木直訳『真理と正当化』、法政大学出版局、2016年)
- [2004b]: „Einleitung: Realismus nach der sprachpragmatischen Wende “, in: Habermas [2004a], S. 7-64. (鈴木直訳「序論 語用論的転回後の實在論」、三島憲一・大竹弘二・木前利秋・鈴木直訳『真理と正当化』、法政大学出版局、2016年、1～70頁所収)
- [2004c]: „Wahrheit und Rechtfertigung. Zu Richard Rortys pragmatischer Wende “, in: Habermas [2004a], S. 230-270. (三島憲一訳「真理と正当化」、三島憲一・大竹弘二・木前利秋・鈴木直訳『真理と正当化』、法政大学出版局、2016年、280～331頁所収)
- [2004d]: „Werte und Normen. Ein Kommentar zu Hilary Putnams Kantischem Pragmatismus “, in: Habermas [2004a], S. 271-298. (鈴木直訳「価値と規範」、三島憲一・大竹弘二・木前利秋・鈴木直訳『真理と正当化』、法政大学出版局、2016年、332～364頁所収)
- [2004e]: „Richtigkeit versus Wahrheit. Zum Sinn der Sollgeltung moralischer Urteile und Normen“, in: Habermas [2004a], S. 299-346. (鈴木直訳『『正当化』対『真理』』、三島憲一・大竹弘二・木前利秋・鈴木直訳『真理と正当化』、法政大学出版局、2016年、365～418頁所収)
- [2009]: „Einleitung “, in: J. Habermas, *Philosophische Texte, Band 2, Rationalitäts- und Sprachtheorie*, Frankfurt am Main: Suhrkamp, 2009, S. 9-28

Lafont, Christina [1999]: *The Linguistic Turn in Hermeneutic Philosophy*, (J. Medina (tr.)), Cambridge, MA: The MIT Press, 1999.

Wellmer, Albrecht [1986]: *Ethik und Dialog. Elemente des moralischen Urteils bei Kant und in der Diskursethik*, Frankfurt am Main: Suhrkamp, 1986. (加藤泰史監訳 『倫理学と対話』、法政大学出版社、2013 年)